

# 05

## 新品家具からホルムアルデヒドが発生！

「購入したベッドの臭い<sup>にお</sup>が強く、めまい、吐き気、湿疹<sup>しっしん</sup>等の症状が現れた。ホルムアルデヒドの室内濃度を測定したところ約1ppmで、厚生労働省の指針値(0.08ppm)を大きく超えていた。指針値を超えるような家具を売ってもよいのか」という相談が当センターに寄せられました。



厚生労働省の室内濃度指針値とは、室内空気汚染の原因となる恐れのある化学物質として、ホルムアルデヒドを含む13物質（最新設定日：平成14年1月22日）について、現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取<sup>せつしゅ</sup>しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したものです。これを指標に、居室を有する建築物に関しては、平成14年7月12日公布の改正建築基準法のなかで、ホルムアルデヒドを発散する建材（建築物の部分として5年以上使用したものを除く）について、その発散速度、居室の種類（①住宅等の居室、②それ以外の居室）、設置された換気設備の換気回数に応じ、使用できる建材や面積が制限されることとなりました。

一方、家具に関しては法律による使用制限はありません。しかし、日本農林規格（JAS）や日本工業規格（JIS）で、合板、塗料、接着剤などに関し、ホルムアルデヒドの放散（発散）量に応じた等級が定められており、これに相当するものについては、放散量の少ない順に「F☆☆☆☆」「F☆☆☆」……などの表示がされ始めています。家具を購入する際には、この表示を

目安に、使用している材質について販売店等に事前に確認するとよいでしょう。

また、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差がありますので、特に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入することをお勧めします。

なお、購入後に家具の臭いが気になる場合には、対策としては徹底した換気が一番ですが、あまり我慢を続けて体の具合が悪くなるといけませんので、可能ならば別の場所で保管されるか、販売店等と交渉して預かってもらう、または交換や返品が可能かお尋ねください。

4月は新年度のスタートの時期。進学や転居などを機に、新たに家具の購入をお考えの方もいることと思いますが、価格、機能、デザインなどだけでなく、ホルムアルデヒド放散量も含め材質についても考慮した上で、慎重に商品を選択してください。

(平成15年4月)

